

令和2年度 第1回 春日区地域協議会 次 第

日時：令和2年5月19日(火) 午後7時～
会場：上越市市民プラザ 第1会議室

延べ2時間

1 開 会

【2分】

2 あいさつ

【3分】

3 自己紹介

※ 1分程度で自己紹介をお願いします。

【20分】

4 議 題

(1) 地域協議会の概要について

【20分】

(2) 協議事項

【70分】

① 会長・副会長の選任について

② 地域協議会の運営方法等について

- ・ 会議の席順
- ・ 会議の招集の請求に必要な委員の数
- ・ 会議録の確認者
- ・ 会議の開催日時
- ・ 会議の会場

③ 年間スケジュールについて

④ 地域活動支援事業について

- ・ 制度概要、採択方針、提案受付状況の説明
- ・ 審査方法の決定

(3) その他

【5分】

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 回地域協議会の審議事項【春日区】

次第 No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
4 (1)	地域協議会の概要 について	—	—
4 (2) ①	会長・副会長の選任 ※上越市地域自治区の 設置に関する条例 (以下、「設置条例」 という。) 第 6 条	会長 1 名、副会長 2 名	会長：___名、副会長___名 ・ 会 長：_____ ・ 副会長：_____ ・ (副会長：_____)
4 (2) ②	会議の座席順	会長、副会長を除き名簿順	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ()
	会議の招集請求に 必要な委員の数 ※設置条例第 8 条第 1 項第 2 号	5 名以上 (1/4 以上)	<input type="checkbox"/> 5 名以上 (1/4 以上) <input type="checkbox"/> 7 名以上 (1/3 以上) <input type="checkbox"/> 10 名以上 (1/2 以上)
		【定数 20 名】	【定数 20 名】
	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会 議の公開に関する条 例施行規則第 5 条第 2 項	名簿順 (確認者のほか会長も確認)	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ()
	会議の開催日時	【開催日】 会議時に次回開催日を決定 ※平日開催が基本	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ()
		【開始時刻】 開催日と合わせて決定 ※午後 6 時 30 分が基本	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ()
会議の会場	上越市市民プラザ (必要に 応じて市役所で開催)	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ()	
書面による審議	規程なし	※別紙 資料No. 1 - 2	

次第 No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
	地域協議会だよりの発行	【編集方法】 事務局で編集 【発行時期及び主な内容】 ・8月頃…地域活動支援事業の審査結果（新委員紹介） ・1月頃…活動報告 ・2月…地域協議会活動報告会の開催周知 ・3月…次年度の地域活動支援事業募集要項 【配布方法】 全戸配布	※別途協議
	自主的審議の提案方法	協議会の会議で意見を求め、協議のうえ決定	※別途協議
4 (2) ③	年間スケジュール	—	※別紙 資料No.2
4 (2) ④	地域活動支援事業について	—	※別紙 資料No.3 参考資料1～4
5	その他	—	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

書面による審議について

1 目的

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う会議中止等の状況を踏まえ、今後も同様に会議が開催できない場合を想定し、あらかじめ諮問案件等に係る書面審議に必要なルールを定めるもの。

2 書面審議の基本的な流れ

- ① 諮問等に関する資料を委員へ送付
- ② 委員から質問を受け付け、集約して担当課へ照会
- ③ すべての質問及びその回答を全委員で共有
- ④ 各委員が諮問等に対する賛否及び附帯意見を表明
- ⑤ 賛否の集約結果及び附帯意見を含む答申案等を各委員に提示（必要に応じて正副会長等の事前確認）
- ⑥ 市へ答申等

3 書面審議を行う基準

項目	案	審議結果
実施の条件	① 以下の両方に該当する場合 ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合 ・当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合 ② ①に類するとして会長が認める場合	<input type="checkbox"/> 案のとおり <input type="checkbox"/> その他（ ）
実施の判断	・会長が決定（会長に一任） ・正副会長の協議により、会長が決定 ・過半数の委員が書面議決に賛同した場合	<input type="checkbox"/> 会長が決定（会長に一任） <input type="checkbox"/> 正副会長の協議により、会長が決定 <input type="checkbox"/> 過半数の委員が書面議決に賛同した場合 <input type="checkbox"/> その他（ ）
表 決	・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす（賛否同数のときは、会長の決するところによる）。	<input type="checkbox"/> 案のとおり <input type="checkbox"/> その他（ ）
	【附帯意見の取扱】 ・会長が決定（会長に一任） ・正副会長の協議により、会長が決定する。 ・意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする。	<input type="checkbox"/> 会長が決定（会長に一任） <input type="checkbox"/> 正副会長の協議により、会長が決定する。 <input type="checkbox"/> 意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※9月以降のスケジュールは、改めて協議のうえ決定します。

項目	詳細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
A 自主的審議	研修						○会議運営に関する研修等	適宜						
	審議							○審議テーマについての情報収集、検討			○自主的審議テーマの決定、審議	継続的に審議	地地域 域事活協 前動議 説支会 明支活 会事動 の業報 の関告 催集及 び	
	町内会長等との情報交換会 等									【仮】 ○町内会長等との情報交換会の開催	9(反映)			
令和2年度事業	○募集		○質問事項の検討及びヒアリング ○審査、採択			○採択結果の検証・課題等の洗い出し								
B 地域活動支援事業	令和3年度事業						(反映)				○募集要綱・採択方針等の確認(自主的審議の反映含む)			○募集
	協議会だよりの発行(班回覧)					○第33号(主な内容)新委員紹介、地域活動支援事業採択結果					○第34号(主な内容)新年のあいさつ、活動状況報告	○第35号(主な内容)事前説明会の開催告知	○特別号(地域活動支援事業応募の手引き)	
C その他 ※	市からの諮問・報告事項等						随時							
	地域活動フォーラム(市主催)								※令和元年度は11月に開催					
	その他								※令和元年11月に「地域協議会会長会議」を開催					

【メモ】

令和2年度地域活動支援事業 「審査の流れ」の変更について (案)

※ 委員の作業を太字で表記

■ スケジュール案1 (会議を通常開催する場合)

工程	日程	作業内容	所要時間等
①事業提案の募集	4月1日(水)から 4月24日(金)まで	・提案書の受付	24日間
第1回地域協議会	5月19日(火)	・提案書の配布 ・質問票(様式)の配布	—
②提案書の確認 質問票の記載・提出	5月27日(水)頃	・提案内容を把握 ・疑問点や質問内容を検討 ・質問票を記載し、事務局へ提出	1週間程度
③質問票の集約、質問一覧の配布	6月3日(水)頃	・質問票を取りまとめ、一覧を配布	1週間程度
④質問一覧の確認	—	・質問一覧の内容を把握	—
⑤第2回地域協議会 (質問の確定)	月 日() 6月8日(月)から 6月10日(水)の間	・質問一覧をもとに提案者に照会する質問を確定	小グループに分かれて質問内容を検討
⑥質問内容の通告	6月12日(金)頃	・提案者に質問事項を送付	—
⑦提案者による回答準備	—	・提案者においてプレゼンテーションの準備(不参加の場合は文書による回答)	文書による回答は一覧にまとめ第4回協議会までに委員に配布
⑧第3回地域協議会 (プレゼンテーション)	月 日() 6月20日(土) または21日(日)	・提案者によるプレゼンテーションと事前通告した質問への回答	提案者が出席しやすいよう土日に設定
⑨第4回地域協議会 (意見交換)	月 日() 6月30日(火)から 7月6日(月)の間	・全委員による意見交換で提案内容の課題等を整理 ・採点票(様式)、減額案検討シート(様式)の配布	—
⑩採点票等の記載・提出	7月13日(月)頃	・採点結果、減額案検討シートを記載し、事務局へ提出	1週間程度
⑪採点票等の集計、採点結果一覧等の配布	7月22日(水)頃	・採点結果等を集計し、一覧を配布	10日間程度
採点結果等の確認	—	・採点結果一覧等で採点結果や減額案を把握	1週間程度
⑫第5回地域協議会 (採択すべき事業の決定)	月 日() 7月27日(月)から 7月31日(金)の間	・審査により採択すべき事業を決定	—

■ スケジュール案2 (ヒアリングを書面による質問・回答に変更)

工程	日程	作業内容	所要時間等
(同左)			
(同左)			
(同左)			
③質問票の集約、 質問の照会	6月3日(水)頃	・質問票を取りまとめ、 提案団体に質問事項を照会	1週間程度
※実施しない			
※実施しない			
④ 提案者からの回答	6月12日(金)頃	・提案者から事務局へ 回答の提出	—
⑤ 回答の集約、回答一覧の配布 ⑥ 採点票等の配布	6月19日(金)頃	・回答を取りまとめた 回答一覧とともに、採点票(様式)、減額案検討シート(様式)を配布	—
※実施しない			
※実施しない			
⑦ 回答一覧の確認 ⑧ 採点票等の記載・提出	6月29日(月)頃	・ 回答一覧の内容を把握 ・採点結果、減額案検討シートを記載し、事務局へ提出	10日間程度
⑨採点票等の集計、採点結果一覧等の配布	7月9日(木)頃	・採点結果等を集計し、一覧を配布	10日間程度
採点結果等の確認	—	・採点結果一覧等で採点結果や減額案を把握	1週間程度
⑩ 第2回地域協議会 (採択すべき事業の決定)	月 日() 7月15日(水)から 7月21日(火)の間	・審査により採択すべき事業を決定	—

